

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

（平成24年6月18日）

早川新平委員長

おはようございます。

ただいまより、総務常任委員会並びに予算常任委員会総務分科会を始めさせていただきます。

冒頭で皆さんにちょっとお諮りをさせていただきます。

事項書、審査順序の2番目の最初、その他事項で、今会期中に予算所管事務調査を行うか、あるいは行わないかということを委員の皆様にお諮りさせていただきます。

所管事務調査の件ですが、この会期中にするかどうかということを委員の皆さんにお諮りします。

笹岡秀太郎委員

委員長、その前にその他の事項、所管事務調査のみじゃなくてということで理解してよろしい。

早川新平委員長

はい、結構です。

笹岡秀太郎委員

先にこれをするということですか。

早川新平委員長

先にそれを、行うか行わないかということを決めていただきたいということです。

笹岡秀太郎委員

正副委員長案があれば。

早川新平委員長

ほかの委員さんは。この所管事務調査に対して、やるべきか、正副委員長一任で結構で

すか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

じゃ、決めさせていただきますので、またお知らせをさせていただきます。

それでは。

笹岡秀太郎委員

その他の事項は、また後ほど取り上げられるの。

早川新平委員長

後ほど、取り扱います。

笹岡秀太郎委員

了解でございます。

早川新平委員長

それでは、傍聴の皆様にも市議会モニターの方4名並びに朝日新聞社の方がお見えになってみえるということをご報告申し上げます。

請願第2号 政府に消費税増税の中止を求めることについて

早川新平委員長

それでは、総務常任委員会の請願第2号政府に消費税増税の中止を求めることについて審査をいたします。なお、請願者の方が趣旨説明及び意見陳述のためにご出席をいただいております。

初めに、事務局から請願を朗読させます。

(事務局朗読)

早川新平委員長

請願の内容は、お聞き及びのとおりであります。

それでは、請願者から趣旨説明並びに意見陳述をしていただきます。

請願者の方は、理事者席に移動をお願いいたします。

ご苦労さまでございます。

請願者の方は、寺崎由郎さん並びに渡辺二郎さんのご両名でございます。

それでは、請願者の方は趣旨説明をお願いいたします。

寺崎請願者

座ってということによろしいですか。

早川新平委員長

はい、結構でございます。申しわけないです、マイクのほうをよろしくお願いします。

寺崎請願者

四日市社会保障推進協議会の事務局長をしております寺崎と申します。

きょうは、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

それでは、請願の趣旨について説明をさせていただきます。

直近の状況からですけれども、つい最近、岡田副総理さんが津市に来られてご講演をされました。国は、増税する以上、身を削れという論議がありますけれども、地方も国民に負担をお願いするわけだから、同じように地方も身を削る努力をというふうに注文をされたようです。これは、読売新聞に掲載された内容です。

この間、四日市市も含めて全国ですけれども、小泉さんの政権のときに、いわゆる三位一体改革で地方自治体はとてつもない歳出の削減をしてきたと思います。もう削るところがないというところまで削っているというふうに私たち市民も感じているところです。財政健全化法に基づいて、本当に乾いたぞうきを絞るような状態だというふうに一市民としても感じておるところです。

今回の今やるべきではないというところを強調したいところですが、一般家庭において消費税が上がるということは、実質の収入が減るということと同じです。収入が減れば、

物を買わなくなる。これは当たり前のことで、その前に駆け込み需要というのが起こりますが、以前あったときもいっぱいその前に買って、その後、一、二年はごそっと消費が落ちたということを経験しています。

今回は、それは二段階で行うということですので、市場というか、経済も非常に混乱をするんじゃないか。物を買わなくなるということでは、その後、あらゆる税金、料金の滞納がふえることも予測されます。これは、前回のときもそうであったように、収入が減るということで、生活防衛になりますので、貯蓄をするということがあるかと思いますが、物を買わないということになると、景気が悪くなるということの中でなおかつ収入が減る、経済が沈滞するというこの中で、今、市・県民税だとか、国民健康保険料だとか、保育料だとか、いろんな所得に関する料金がありますが、こういうものも、今でも本当に滞納が多くて、各市の職員さんもお苦労されているところですが、より一層その滞納がふえるのではないかというふうに思います。

固定資産税や住民税、国民健康保険料、保育料、上下水道料金、これらの収入は、歳入が減れば、地方自治体の財政運営は、今でも厳しいのに、もっと厳しくなるのと違うやろうかと。払いたくても払えない状況の中で、税の公平性を訴えながらどれだけ市の職員さんが督促をされ、差し押さえをしたところで、本当に結果が得られるやろうかというのは、率直に心配をしているところです。

景気が悪くなれば、給料は下がります。税金や料金の算定基礎も下がります。収入が減ったらその分だけ、保育料だとか、国民健康保険料とかいうのも下がりますから、この数値が下がってくれば、自治体の歳入も減ります。マイナスのサイクルが生まれる。減った税収入は、地方交付税等で穴埋めができるということでしょうが、さらなる税収補てん債といいますか、そういう債券を発行するという事になったのでは、元も子もないというふうに思っています。

そんな中で、1997年に消費税が初めて増税をされてから、1回も同年度の税収を超えたことがないと。これは歴然とした事実であります。これから、電気料金やガス料金や水道料金や電車やバス、タクシーの料金も上がってくると思います。そういう状況の中で消費税8%、10%に家計の負担は耐えられるやろうかということ率直なところ心配しています。

あえてこの時期はないでしょうと。今回の法案は、税と社会保障の一体改革という法案でした。税はこれで決まりますが、あとのことは、きょうは申し上げませんが、先に税金

だけ決めるといのはいかなものかということで、今回の請願を提出しました。

このままいくと滞納がもっとふえる。今、滞納されている税金の大半は、所得税ではなくて消費税なんですよね。これも財務省等から公開されている数字ですので、ご存じのところだと思いますが、これでは本末転倒の結果になってしまいますので、今、このときに消費税を上げるべきではないということを、ぜひ、意見書を提出できる権限をお持ちの議員さんや議会の皆さんに改めてその権利を行使していただきたいということで、きょうは請願に参りました。

具体的に、中小の業者ないしは一般的な家庭でどれくらい影響が出るのか。1000万円以下の場合は、益税になるという声も各会派の皆さんに訪問して説明したときにお聞きしましたが、実際の中小業者や一般家庭がこの増税でどういう影響を受けるかというところを具体的に計算してまいりましたので、少し同席者の者から説明をさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

早川新平委員長

はい、結構です。

渡辺請願者

ありがとうございます。

仕事柄、中小業者、むしろ零細業者の方なんですけど、そういう方々の相談に乗っておりますので、数字の上ではよくわかりますので、ある方の例をちょっと報告させていただきまして、お願いしたいと思えます。

製造業の関係の方で、年間2400万円ぐらいの年間売り上げの方がいるんですが、この方をちょっと計算しますと、大体、消費税が34万円ぐらい払います。売り上げは、毎年多少変わりますけれども、ざっとしたところですね。

それで、所得が大体500万円ぐらい、約2割ちょっとぐらいですけれども、いわゆる利益ですね。この中から控除しますと、例えばご夫婦で76万円、それから国保で34万円、国民年金、2人で36万円とずっと引いていきます。所得税は28万円を払うことになるんですが、それらを引きますと、約360万円ほどの残りですね。それで、残りから生活をしていくわけですが、問題は、払うべき消費税を親会社からいただければいいと思うんですが、多くの方、特に零細業者の場合は、消費税自身を例えば5%まけよということで、も

らっていないと。こういう方が結構多いと思います。

ある程度の事業規模ですと、親会社との関係、取引会社との関係では、当然、消費税5%を売り上げに足していただいている方が多いんですが、もらえない場合の話なんですが、この方が、例えば市民税もさらに引いていきますと、大体、所得が500万円ほどあったとしても、実際、自分の生活で使える分としては300万円ちょっとぐらいになっちゃうんですね。それで生活しようと思うと、本当のところ大変と。もちろん、その中からは、例えば住宅ローンがあれば幾らか払っていかならんということもありますから、当然、食費なんかはセーブせざるを得ない、こういう状況です。

これが10%になりますと、当然、負担は、例えば消費税をもらっておれば、いただければいいんですが、もらえなくなりますと約68万円から70万円ぐらいとなるわけですね。ですから、売り上げが伸びれば確かにいいです。でも、今日のような景気の中で売り上げ収入がふえるかというのは、非常に難しいのではないかと。ということは、負担がふえるばかりと。当然、今はもらわないのが悪いという話もありますけれども、残念ながら、やっぱり親会社との関係でいけば、なかなか消費税をくださいと、むしろ値引きをされるというのが実態ではないかと思えます。

そういうところから、今、本当に8%、10%に上がっていきますと、事業そのものが大変だと。多くの方の場合は、奥様が大体パートに行かざるを得ないというのが実態です。ですから、消費税だけではなくて、実生活の食費から、当然、電気代から何から皆上がってくるわけですから、そういう点で思えば、負担は一層ふえて大変ではないかなと思えます。

この方は、例えば国民健康保険にしても国民年金にしても、順調に払っておるかといいますと、国民健康保険は払えるんですが、年金は1人分ストップしておるということです。そういう点では、本来払うべきものが払えなくなってくるということが、ますますこれから予想されると。そういう数字の上からも、今、本当に消費税アップをされますと大変だという思いで、実際の数字を報告させていただきました。

以上でございます。

早川新平委員長

請願者の趣旨説明は、お聞き及びのとおりでございます。

委員の方からの請願者へのご質疑がございましたら、挙手をお願いいたします。

中川雅晶委員

今のお話を伺うと、今の時点で消費税だけ上がることは非常に家計を圧迫するということの趣旨説明はわかったんですけども、逆に言えば、経済政策をしっかりとって、このデフレを脱却していくということがあれば、やっぱり社会保障を将来見ると、何らかの収入の部分における設計も変えていかなきゃいけないという、それは現実の問題で、いつかはせざるを得ない。今かどうかという議論はあるにしても。

でも、今、一番根源のところは、やっぱり経済政策を何も打てなくて、デフレを脱却するという見通しが無いというところが一番厳しいのかなと、今、お話を聞いていると、そこにちゃんと消費税もダンピングされて強要されるのではなくて、払っていくという流れであったりとか、経済政策がちゃんととられてデフレから脱却していけば、この辺の部分も多少解消されていくのかなという意味にもとれたんですが、その辺はどうでしょうか。

寺崎請願者

大変ごもっともなご意見だと思います。

過去の実例から先ほどご紹介しましたけれども、消費税を増税したことによって、過去の増税の中でその年度を超えた増収の再現はなかったということは歴然たる事実です。

つい最近もニュースで報道されていましたが、デフレを脱却するというを言いながら、大手のスーパー、ここの近くにもございますが、多くのところがプライベート食品とイイですか、開発されて、物すごい金額の値引き、10%、20%で、品目も1700品目とか、1600品目というぐらいの値引き競争がもう既に始まってきています。

この中で、値段が下がればよかったなというふうに一般的に思えるかも知れませんが、購買する商品には、当然その価値を生むための根拠があります。それには、やっぱり人件費もかかっていますし、生産物の単価があります。そこは、さらに値下げをされるということになると、もう値下げ競争の中では立ち行かない状況が起こってきます。

もちろん、一定のインフレ政策があって、国内の需要が伸びて、税収はふえるということが一番望ましいんだろうというふうに思いますが、この間、打たれてきた政策の中では、そのことが20年間、バブルの崩壊だとか、いろんなことがありましたけれども、結果としてそういうことが得られていない中で、具体的な財政政策も本当に明らかにできていないのが現状だと思います。

手探りの本当に暗中模索の中で自治体の財政も厳しい、自治体の企業関係の経済も厳しい、家計も厳しい、ここの状況の中に具体的な先ほどの社会保障の改定の政策だとか、経済政策が、今、示されているかということ、残念ながら、皆さん、いろいろお考えだろうと思いますが、消費税増税法案、今、示されているのはそれだけだということで、やっぱりそれは国民の皆さんや市民の皆さんにお願いする以上、説明責任があってしかるべきかというふうに思いますので、今、先生が言われたデフレからの脱却、もちろん、そのことは非常に大事だと思いますが、そのために提案されているメニューがないというか、少ないというか、国民のほうで納得できるだけのものが提供されていないというのが現段階だと思いますので、改めて主張を繰り返させていただきました。

済みません。

早川新平委員長

ありがとうございます。

今のご説明を請願者のほうからいただきました。

他に委員の皆様はございませんか。

野呂泰治委員

今、ご意見を伺いました税の値上げというか、消費税のアップということで、今、いろいろ問題にされて、恐らくこれは決まってしまうんですけども、税も税なんですけれども、ほかの言われましたさまざまなことが公共料金に、恐らく実質的には値上げというか、そういうことはあると思うんですね。

そのときに恐らく、税もそうだけれども、公共料金の値上げによって、一般の消費者もそういったことも買い控えというか、あるいはその以前に少し前もって買いためといたしますか、そういうことは恐らく起こるんで、今までもそういうことは消費税云々がなくても何かの業界で料金を値上げするときには、必ず需給のバランスというものは瞬間的にはいろいろと変化があるというふうに伺っていますけれども、恐らくそれもある一定の期間がくるとまた戻るといふか、戻らなくてはとても生活できないというのが実態なんですね。

それで、恐らくこれについてもっともっと政策的にいろんなことが必要だと思うんですけども、今回は何か社会保障ですか、これを手直しするんだということをはっきりとうたわれておる、まだ内容はわからないと思うんですけども、そういったことについて具

体的な案というか、何か提案というか、そのことはお持ちなんでしょうね。ちょっとそれだけお聞かせください。

寺崎請願者

きょうの請願のところでは、そのことは触れておりませんが、そのことについては、国会のほうでは国民会議とかいうところで論議がされるようですけども、もっと幅広く県民、市民の中で広く論議がされるべきだということを、まず基本的立場としてお話ししたいと思います。

控えるに控えられないものというもののの中に、例えば医療とか介護というのがございます。これは、好きで病気になったり、好きで介護が必要になったりということではないものです。経済的に非常に収入が減っている状況の中で、医療や介護を遠慮するというか、ということとはできない。

これは、非課税収益、消費税対象じゃないんですよ。そのことによっては、事業者側は一方で賦課された消費税を医療や介護のほうで上乘せすることを報酬でできないという苦しみがあります。もう一方、例えば介護保険の場合だとか、自費の医療の中で保険がきかない部分というのは、介護の場合は、限度額を超えると100%というか、10割負担です。この額を負担されている方というのは相当数おられます。保険外もいっぱいあります。これにもやっぱりかかってくるという状況の中では、保険でいくものや税でいくものや市場の中でそのことを求めてくるものというものは、競争で解決できるものとそうでないものがありますので、そのあたりも含めて、国民会議だけでなく、幅広く介護保険制度だとか、今後の後期高齢者医療制度でもそうですけれども、自治体に返ってくるであろうこういった保険制度の受け皿となるところも、皆さん、これから大変頭が痛いところだと思いますので、そのあたりについても、きょうは請願趣旨の中には含まれていませんので、また改めて請願の場合に意見を述べたいと思います。

早川新平委員長

よろしいですか。

他に。

笹岡秀太郎委員

ちょっと理事者に聞いてよろしいか。

請願趣旨の中に、1997年の消費税の見直しの当時、経済が大きく不況に陥ったという表現ですけれども、その当時、税収がどういう動きがあったのかというのは、今、資料がすぐ出せと言っても出ないでしょうけれども、例えば、今、この消費税を議論しているところで、行政として税収の滞納というあたりのシミュレーションというのか、その辺の予想というのか、何かその辺は描いていることがあるのであれば、教えていただきたいんですけど。

倭財政経営部長

今、滞納のシミュレーションというところでございますけれども、これによってどういう形で出てくるかちょっと把握してございませんで、具体的なシミュレーションというふうなところは、今、具体的な取り組みといたしますか、そこら辺はこちらとしては取り組んでございませんで。

以上でございます。

笹岡秀太郎委員

この請願の審査に影響するかしなないかは別として、1997年の滞納、以降、前年度と比較した滞納のデータを一度また、後刻で結構ですので、これに反映されないのは残念やけれども、また参考のために示しておいてください。

倭財政経営部長

準備させていただきますので、よろしく申し上げます。

早川新平委員長

よろしく願いいたします。

他には。

(なし)

早川新平委員長

特にほかにご質疑がございませんので、請願者に対する質疑を終了いたします。

どうもありがとうございました。

請願者の方は、傍聴席へ移動をお願いいたします。

特に質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

毛利彰男委員

失礼します。請願者の方、ご苦労さまでございます。

この願意について、消費税の増税を行わないと、お気持ちはよくわかります。この増税に対して諸手を挙げて賛成する人は国民の中にだれもいないと思います。

私も、実は反対したいところなんですけれども、その前に少しお話をさせていただきたいと思いますが、国会議員、あるいは政治家、国会の中で空転、あるいは空論、増税ありきの議論で、非常にあいまいな部分で推移していることを感じていますし、とても憤りを感じています。こんな大事なことにあんな国会でいいのかと、ふざけるなど言いたい気持ちを持っています。

それで、増税の目的とか、いろんな形で、今、さっきも申されたと思うんですけれども、社会保障と一体化といいながら、その全貌は全く明らかにされていませんし、それから、国会議員、あるいはその方たち自身の身を削る努力、こういう姿も全く大きな形で出てこないという、そういう状況をニュースで感じています。

しかし、大局的に見れば、1000兆円の借金があるという中で、次世代にこういう借金を送ってはいけないと、押しつけてはいけないということで、いつかは増税もして、そして、この1000兆円の借金を減らしていくという努力を、これ、今までの国会議員、あるいは党も含めて、真剣にやってこなかったツケがここへ来ていると思うんですけれども、やはりいつかは次世代への無責任な行動を断ち切って、そして、少しでもその借金を減少させるという、そういう非常に大きな命題が我々は今いただいております。私も団塊の世代ですけれども、そういう借金を若手に残すということは、大決断をしてそういうことを断ち切らなきゃいけないという、そういう思いがあります。ただ、この消費税10%がどれだけの効果があるかということを見ると、焼け石に水かもわかりませんが、やらないよりはいいというふうに、そういうふうに思っています。

それで、いろんなニュースなんかを聞いていますと、低所得者へのいわゆるセーフティネットといいますか、給付金の話も出ておりますし、そういうセーフティネットが設けられるという安全策も考えておられるということで、不本意ではありますけれども、少しずつは進んでいるのではないかなと思います。

それから、福祉先進国といわれる例、25%の消費税を設けられているところもたくさんございまして、そういう福祉を、現在の福祉を維持しながら発展させるという日本が今進もうとしている姿、これのためにはやはりやむなしかなというふうに思っています。

それで、ただ、先ほど申し上げましたように、増税をして何をするかと、社会保障と一体化といいながら、どういう形でそれを保障していくかという、あるいは議員の身を削る努力、こういうものを含めて、請願の願意、これは消費税の増税を行わないと、これだけを言っているだけですけれども、やはり増税を行うためには、そういう今のような条件を付して、社会保障制度改革の全貌を明らかにすることとか、議会の身を削る努力をすることとか、いろんなそういう条件といいますか、注文をつけて、そういう形で請願を出すべきだと僕は思っています。

したがいまして、このままの形で消費税の増税を行わないという気持ちはよくわかりますけれども、今、もう増税の方向にも動いていますし、国会のほうでは、それから、増税を容認するためには、どういうことをしなければならぬかと、どういうことを国民に説明をして、そして、日本の将来をどう描いていくかということを確認にすることというような、そういう請願趣旨にすべきだと僕は思っています。

そういう趣旨であれば、この請願には賛成をしたいと思うんですけれども、ただ単に消費税の増税を行わないという、この文言だけに対しては、すっかり腹におさまるといって、そういうものではないなというふうに思っています。

したがいまして、この請願には反対をします。

以上です。

早川新平委員長

他に討論はございませんか。

(なし)

早川新平委員長

他に討論がございましたので、この請願に対しての採決をいたします。

それでは、請願第2号政府に消費税増税の中止を求めることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

早川新平委員長

賛成ゼロという形ですね。

これによって、請願第2号政府に消費税増税の中止を求めることについて、不採択とすべきものと決しました。

どうもありがとうございました。

[以上の経過により、請願第2号 政府に消費税増税の中止を求めることについて、採決の結果、不採択とすべきものと決する。]

早川新平委員長

理事者の入れかえがございますので、少々そのままお待ちください。

請願第1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求めることについて

早川新平委員長

準備ができましたので、ただいまより請願第1号「緊急事態基本法」の早期制定を求めることについて、審査をさせていただきます。

皆さんの参考資料としてお手元に緊急事態法についての覚書、平成15年版防衛白書資料編からの抜粋を皆さんのところに配付させていただいています。

請願第1号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書を提出することについてを審査いたします。なお、請願者はきょうお見えになっていないね。

事務局、一応、朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

早川新平委員長

請願の内容はお聞き及びのとおりです。

理事者から補足説明がございましたら…。ございませんか。

それでは、ご質疑、ご発言がございましたら挙手をお願いいたします。

笹岡秀太郎委員

今、理事者のほうから特になんかということはない、現行のままで十分だという理解をするのか、それとも議論を深めてほしいというのか、どちらなのでしょう。

吉川危機管理監

おはようございます。危機管理監の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

緊急事態基本法につきましては、平成16年に3党合意ということで、5月20日ございましたか、合意があって、制定に向けてというふうな平成16年の趣旨がございますが、その辺は承知しておるんですけども、現在、昭和36年に制定されております災害対策基本法、これに基づきまして防災関係、100以上ある各法令を調整した法律ということで最終的にできたのがこの災害対策基本法。これに基づいて、東日本大震災におきましても各自治体等、あるいは先ほども請願にございました自衛隊を初めとする初動機関が活動をしたということがございまして、私どもといたしましては、大規模災害も含めまして、緊急事態に対応がさらに今後とれるような、この緊急事態基本法が制定されれば、非常にそういう初動態勢を含めて、有効な手だてがさらに増すということであれば非常に賛同するものでございますけれども、非常にこの法整備に当たりましては、基本的人権であるとか、シビリアンコントロールに向けた憲法改正であるとか、さまざまの議論がまだまだ尽くされていないのではないかというのが現状ではないかというふうに認識をいたしております。

そのあたりのご議論もいただいた上での法整備、それから、この法律の持つ趣旨といたしましては、最後に申し上げますと、これは非常に大きな法律でございますので、アメリカなんかでは9.11のテロの後、整備をされておりますが、アメリカの場合は国土安全保障省という新たな省を設けて、国家の緊急事態に対応できるというふうな法整備がされたところでございますし、組織が整備されたところでございます。

法整備がされましても、やはり権限だけでは行使できないのが組織体制の活動でございますので、そういったことも含めての議論がまだまだ尽くされていないのではないかとというのが私どもの認識でございます。

以上でございます。

笹岡秀太郎委員

理解いたしました。

早川新平委員長

他に質疑はございますか。

芳野正英副委員長

文言の確認なんですけど、これ、請願趣旨の中にある上から 8 行目のところの「自衛隊・消防・警察などの初動態勢」の態勢はこれでいいかと思うんですけど、最後のほうの下から 3 番目の「今後想定されるあらゆる事態の態勢を早期に確立し」の場合の法律用語って、これでいいんですけど。

これ、多分、意見書のときの文言にそのままなってくるので、同様に、6 行目の「平時体制」のところは、体制って、体に制するになっていますよね。これ、法律用語として、字体を整える場合は、こっち体の制御のほうかなと思うんですけど、ちょっとそこだけ、もし意見書をする場合に文言が違おうとおかしいなと思うので、確認なんですけど。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

今、ご質問がございました、今後想定される事態に対する態勢ということでございますが、ここではちょっと意味のとりにくい部分もあるんですけど、初動態勢を含めまして、緊急事態、非常事態に対する初動の活動を含めた態勢ということでございますので、こういう文言でいいのではないかというふうに理解をいたしております。

ただ、これがさらに法整備の中で、先ほど申し上げました組織体制というものがかわってくるということになりますと、この文言的にはちょっと違うのかなと思いますが、この表現自体はいいのではないかというふうに理解をしております。

芳野正英副委員長

ご説明にあるように、こっちで言う勢いの書いてあるほうの態勢は、いわゆる何かそういう緊急事態のときの編成の部分ですよね。隊の編成がこっちの態勢になると思うんですけど、これ、確かに請願者に直接聞かなあかんんですけど、そういう編成を整備確立するのか、そうじゃなくて、法整備ですよね、この場合。だから、法整備は、本当は体を使う体制のほうなのかなという気もせんでもないんですけど、これは請願者に聞かんとあかん話なんで、それはそれでいいと思いますので、わかりました。

早川新平委員長

今のタイセイの「体」か状態の「態」かというタイセイの使い方で、本来であれば請願者の方にきちっとやらなきゃいかんのですけれども、吉川危機管理監のほうとしては、もう一度、これはやっぱり確認をしてもらってやらないと、これだと誤字という形になってくるのかな。そういったところをやっぱり危惧されるということで、一度調べて、調査をしていただきたいかなと。これで間違いのないかというところを。

わかりました。申しわけない。

今、事務局のほうから請願書のとおりで一応いくと。

他にご質疑はございませんか。

中川雅晶委員

先ほどの笹岡委員と重なる部分があると思うんですが、吉川危機管理監もこの平成16年に3党が合意して、そのままずっと法整備が整わなかったというところの問題としては基本的人権の問題とか、シビリアンコントロールというふうに挙げられましたが、もう少し具体的な、こういう論点でこういう問題が、課題が解決できないので、これ自体の緊急事態基本法として制定されることはなく、今現在は災害対策基本法というところになっていますよということで、この緊急事態基本法のもう少し問題点というか、課題というのを、制定に至らなかったというところの論点だけ明確にしておいていただけますか。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

私ども、詳細の議論というところは確認ができない部分もございますので何なのですが、認識しておるところの範囲内といたしましては、やはり基本的人権の部分、制約を加えるというところでは、やはり憲法改正という大きな、そういう必要事項があつての議論が進まないというか、進展しないところがあつたのかなという、一番ポイントといたしましては、その部分ではないのかというふうに認識をいたしております。

以上です。

中川雅晶委員

ということは、基本的人権というところの部分でということが、最大、憲法改正を含んでしっかりと法整備をしなければ、これはなかなか難しいというところが一番大きい問題ということですか。

わかりました。

野呂泰治委員

質問があつたんですけど、ちょっとお聞きするんですけど、例えば現行で昭和36年につくられたルールの中で現在やっている。そして、それで不備があるから平成16年ということで3党合意が出された。けども、何もできなかった。これ、恐らく阪神・淡路大震災のことも踏まえていたと思うんですけどね。

迫り来る3連動、いわゆる東海・東南海・南海の3連動地震ですね、大変な事態が間近に来るといろいろ言われておりますけれども、こういうことは行政としてどうです、やっぱり必要であるか必要でないか、どう思われますか。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

現行法制で十分かと申し上げます、災害対策基本法につきましては、非常に法律自体を最終的に調整する調整法的にできたというところが少し我々も、法律自体に基本的な部分の根幹をつくってから枝葉をつくったという仕組みではございませんので、そういったところがやはり問題点が個々にはあるというふうなことはございまして、例えば東日本大震災の支援にいたしましても、初動体制の自衛隊、消防、警察につきましては、緊急消防援助隊、緊急広域援助隊、警察でございますが、あるいは自衛隊の災害活動というような自

衛隊法に基づく法律等も整備されておりますが、自治体が復旧も含めまして支援をするという点では、まだまだ自治体間の協定であるとか、あるいは全国市長会、町長会が支援の枠組みをつくるとか、複数の中で選択をするというふうなこともございまして、そういった点では、そういう災害対応に特化したような自治体間の協力体制、あるいは県レベルを超えた体制づくりというのが少しこういう緊急事態法の中でご議論いただければ、そういう効果としてはあるのかなというふうに理解をしております。

以上でございます。

早川新平委員長

他に質疑はございませんか。

(なし)

早川新平委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はございませんか。

笹岡秀太郎委員

先ほども危機管理監のほうから緊急事態における基本的人権というあたりの発言がございましたが、実は、四日市市のこのあたりの認識というのは、非常に薄かったと私は認識しているんです。近年、やっと災害時等の人権問題もあるんだということの認識がなされてきたのかなと。これ、全体、国にも言えることかなという思いがしてございまして、そういう意味で言うと、この緊急事態基本法をしっかりと整備して行って、地方と国がともに何を責任としてやっていくのかというあたりは明確にしていかないかんという思いがあります。

そういう意味で言うと、この請願は採択すべきだなというふうに思っておりますので、意見を表明させていただいて、討論とします。

早川新平委員長

わかりました。

中川雅晶委員

確かに緊急事態のときにいろんなことが想定されて、大規模災害と、それからテロとか、あらゆるものというのにも大分次元が変わってくるということもありますし、先ほどのシビリアンコントロールとか、特に基本的人権とか、その後の賠償の問題であったりとか、明確にしなきゃいけないというか、課題というのはたくさんあるのかなと思いますので、できればもうちょっと継続して審査というか、掘り下げた上で判断してもいいのではないかなというふうに思いますという意見。

早川新平委員長

ただいま、継続のご意見がございました。

他に討論はございませんか。

毛利彰男委員

今回の3.11も含めて、テロとか、あるいは災害、有事の際にはこういう基本法はあるべきものだと、そういうふうに理解します。今回の3.11も含めて、国の意見がないという、非常に困った状況で、災害の回復、いろんな面で問題が生じていることは、報道されているとおりです。

ただ、我々、考えておかなければならないことは、この文言を見たときに、私有財産の撤去とか、部隊の移動とか、いろんな、先ほど中川委員もおっしゃったように、基本的人権の問題、あるいはシビリアンコントロール、そういうものも含めて非常に大きな問題を内在しているというふうに思っています。

最初、これを見たときに、戦前の天皇の戒厳令に相当するものかなという、短絡的にそれをちょっと思った部分もございまして、いつか来た道をたどるような、きな臭い、そういうにおいもしないことはないという理解をしました。

その中身、平成16年に覚書があるわけですがけれども、この請願の趣旨だけでいくと、一体この平成16年の覚書はどういう内容なのかなということで見せていただいたら、2番と3番のところ、基本的人権の尊重、あるいは身体及び財産の保護に万全の措置が講じられるようにする、責務にするという、そういう文言が入っていて、少しは安心をしております

す。

そういう意味で、早期にこれをもう一度議論していただいて、災害はいつ来るかもわかりませんし、テロも危ない部分もありますので、やはりこういう緊急事態基本法の制定というものは、今、本当に急がれているんじゃないかというふうに理解をしています。

先ほど申し上げました懸念する部分、これのところを十分な議論を期待して、そして、早期にこういうことを制定してもらおうと、再度議論を尽くしてもらおうという、そういう意味でこの請願については賛意を表明したいと思います。

以上です。

早川新平委員長

先ほど、申しわけない、私の、委員長の不手際がございまして、継続というご意見が出ました。審査期限の継続をするかしないかということをお諮りさせていただかないといかんということです。

じゃ、他に討論はございませんか。

(なし)

早川新平委員長

討論はございませんので、これをもって討論を終結いたします。

先ほど、継続すべきだというご意見がございましたので、審査期限延期の申し出をするかしないかということに関して採決に入らせていただきたいと思います。

審査期限を延期するというご意見に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

早川新平委員長

賛成1人ということで。

それでは、請願事項の請願第1号「緊急事態基本法」の早期制定を求めることについて採決させていただきます。

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

早川新平委員長

賛成多数ということで、請願第1号「緊急事態基本法」の早期制定を求めることについては採択すべきものといたしました。

以上、ありがとうございました。

[以上の経過により、請願第1号「緊急事態基本法」の早期制定を求めることについては、採決の結果、賛成多数により採択とすべきものと決する。]

早川新平委員長

それでは、先ほど緊急事態基本法の早期制定を求める意見書という形ですので、意見書を皆さんのお手元に配付させていただきます。

それでは、皆さんのお手元に緊急事態基本法の早期制定を求める意見書(案)として配付をさせていただきました。

委員の皆様からご意見がございましたら挙手願います。

芳野正英副委員長

済みません、先ほどご指摘したのはこの点かなと思うんですけども、この場合は、法律の中に書き込むのは、いわゆる先ほど言ったような基本的人権への配慮ですとか、そういった法整備の法体制、法律のあり方を整備してくれということなので、どちらかという体を使う体制のほうなのかなという感じなので、これ、もしよろしければ、事務局のほうで確認いただいて、ここはどちらの言葉を使うかは、皆さん、賛成いただいた方もその法整備をしてくれということで意思の確認はとれているのかなと思うので、その言葉の文言だけ事務局で確認していただいて、そういうのがよければこれで承認ということになるかなと思うんですが。

早川新平委員長

芳野副委員長のほうから、先ほどのタイセイという語彙の使い方というか、漢字のここ

ろを確認してから提出をしてくれというご意見がございました。そうですね。

芳野正英副委員長

意見書の趣旨は、皆さん、一致されていると思うので、そこだけ事務局が確認して、体を使うほうの体制だったら体制で皆さんがもしよければ、それでどちらか確認するという
ことで、ここで意見書の案をこれで承認いただいても結構です。

ひょっとするとその文言だけ変わるかもしれませんがというのが、もし後でできるのであれば、今ここで確認してもらおうとちょっと時間もかかるから。

早川新平委員長

かかるし、それから、文言、これ、変えるとなると概念が変わってくる可能性もあるの
で。

芳野正英副委員長

そうですね。

早川新平委員長

ですから、確認をして、例えばこの委員会として発議者になってくるのかな。後で決め
なきゃいかんということが出てくるので、それを確認、一応してもらって、事務局のほう
で確認をしていただくという形。

野呂泰治委員

ちょっと私も文言を今ふっと思ったんですけども、今言われた初動態勢において、そ
の後なんですけど、部隊の移動となっておりますが、非常に明確に部隊というと、恐らく
自衛隊ということになってくるんでしょうけど、あるいは消防もあります、警察も、いろ
いろあるでしょうけれども、この文言を、先ほど毛利委員もいろいろ戦前のいろんなこと、
戦争のこともお話されました。だから、これをもう少し、例えば、ふっと今思ったんで
どうなるかわかりませんでしたけれども、行政あるいは救援隊、国民救援のための移動とか、
あるいは行政が仕事をやりやすいという言い方はおかしいですけど、行政機関としての移
動とか、そうすると役所間のいろんな関係プレーというんですか、そういったことも、協

力体制もできるんであると思いますので、その辺の文言、もしお考えがあったら一遍何か考えてもらってはどうかと、ふと今、思ったんですけどね。

以上です。

早川新平委員長

今の野呂委員のお話で、部隊というところなんですけれども、ここをいろいろと変わってくる可能性があるのかなというふうな感覚は私はするんですが。

毛利彰男委員

これは、今回の3.11のときの実情をここで述べているだけですので、実際に警察とか、自衛隊とかいう部隊の移動に著しく活動を制限させたということですので、事実を述べていることやから、それはそのままええんじゃないでしょうかね。

つながっていますということなんで。つながっていないんやったらもう一回削除せなあかんと思うんですけども。

早川新平委員長

それを説明してやって。

毛利彰男委員

だから、意見書の中にこういうことをしないようにという願意の中に入れるんでしたら、それは問題視をしなければいけないと思うんですけども、事実としてこういうことがあったということを言っているんだから、事実でないんやったら、これは削除せないかんですけど、実際にこういうことがあったということを認めるんだったら、このままでなければいけないと僕は思います。

早川新平委員長

今、毛利委員がおっしゃったように、私もそちらのほうがより願意をあらわしておるのかなという気はするんですが、他の委員の方でご意見があれば。

野呂泰治委員

もう一遍言いますと、その前に、文言4行目で、「諸外国での多くでは、今回のような大規模自然災害や紛争行為・テロ等の発生には「非常事態宣言」が」と、はっきりなされていますので、その辺の解釈の仕方がいろいろとり方はあるんでしょうけれども、その後に「国民の救済・復興」となっていますので、これはよろしいんですけども、私としてはそう思います。意見を申し上げました。

早川新平委員長

ありがとうございます。

毛利彰男委員

副委員長さんのさっきの話ですが、タイセイという言葉。副委員長さんがおっしゃる体の体制とこっちの態勢とは、守備する範囲が、体のほうが狭い、狭義のタイセイじゃないかなと思うんですけど、僕は。このタイセイは、全体のことを言っているタイセイじゃないかなと思うんですけども、副委員長さんがおっしゃりたいのは、修正したいというその趣旨のもとになっておるのは、限定したいという思いなのか、それか、全体をという意味か、どちらなんです。

芳野正英副委員長

私の認識では、体を使う体制は、法律、それから法体系の整備でありまして、こちら、勢いが書いてあるほうの態勢は、いわゆる部隊の態勢、消防ですとか、警察をどういう配置を置くかという態勢かなと認識をしておりますので、いわゆる国会に成立を求めるのは、法体制を整備してほしいと。それに基づいて地方自治体が、じゃ、どうやって消防、警察を配備しようかという、この勢いの態勢は地方自治体が考えることなのかなというふうに考えていましたものですから、国会に求めるのは、この緊急事態に対する法体制、法体系を整備してほしいという確立を求めるので、体を使う体制を使ったほうが正しい法律用語なのかなと思ってちょっと指摘をさせていただきました。

ただ、言葉の問題ですので、受け取る国会のほうも省庁のほうもそれで認識をしていただければいいかなと思うんですが、若干、何か法律用語としてはこの態勢を使うのにはちょっと違和感を感じた程度でございます。

毛利彰男委員

副委員長さんのお考え、よくわかりました。

その願意が、提出された方がどう思っているかというのが一番のポイントなんで、そのところ、限定した体の体制にしなきゃいけないということであれば、それはやっぱり諮らないかんと思うんですよね、皆さんに。

本来なら、その人に聞いて、その人のタイセイというのが、僕の思いでは、これは全体やと思うんで、そういうものをこの願意として出されているということ、それを踏まえて、この意見書は、これもこの委員の意見やで、願意はちょっと置いておいたとしても、この中で体のやつに、体の体制にしたいというのであれば、そういう集約した形にしなきゃいけないと思うんですよ。

早川新平委員長

毛利委員の意見はよくわかります。私も、体のほうやと、組織の体制だなという感じがしましたね。臨戦態勢というときには、状態の態という。ちょっと意味が違うというふうに私も感じているので、毛利委員が、今、ご発言されましたけれども、どちらを使ったほうがより正しいという言い方はおかしいかな、姿勢をあらわせられるのかなというご意見がございましたらご発言願います。

笹岡秀太郎委員

そうしたら、案として緊急事態基本法（仮称）にしておいたらどうですか。

早川新平委員長

今、笹岡委員のほうからそういうご意見が出ましたが。

笹岡秀太郎委員

あとは、いろいろ議論をしてもろうたらよろしいので、仮称にしておいて。

事務局、これ、仮称をつけるとまずいんけ。意見書を提出するのに。まずいんけという言い方はあれやけど。

早川新平委員長

事務局のほうは、今、笹岡委員が、これ、仮称というのは提出書に関してはおかしいのかなという意見なんです。

議会事務局 原主事

特に、緊急事態基本法という法律があるわけではないので、仮称というふうにつけてもらってもそれは問題ないと思います。

早川新平委員長

問題ない。

笹岡秀太郎委員

とりあえず仮称にしておいて、議論をまた深めてもらうなりしておいて、もし法的な不備があるとするならば、それは事務局の法制のほうできちっと調べてもらって、進めてもらうことを皆さんに一任とっておけば、問題ないのと違うかな。あるやろうか、事務的にどう。

ちょっと毛利さんが危惧されるのは、一文字変えることによって願意が変わってくる可能性もあるということをおかれておるもんで。

早川新平委員長

そこをちょっと大きいところがあるので。

笹岡秀太郎委員

それから、もう一つは、法的に不備があった場合は、やっぱり四日市市議会としてのみっともないところもあるんです。その辺、どうなんやろう。きちんと整備した上で進めていってもらったほうがいいのか、それとも時間を置いてきちんと今から調べるか、休憩時間を置いて。

早川新平委員長

今、笹岡委員のほうからございましたけれども、委員の皆様はこの大筋というか、これに関してはもうオーケーだと。ただ、そのタイセイ、特にタイセイの字の使い方、そうい

った意味のところでは議論をしておるんですけども、もしほかにご意見があれば、この場で。

川村高司委員

あくまでも意見で。私の個人的な判断でいくと、この態勢、ここに書かれている態度の態の勢いというのは、私の解釈でいくと、すごい狭義、部隊の具体的な現象面をとらえた態勢というのを事象的にあらわしている言葉であって、早期に制定していただくようということは、これ、体制、体を使った制度の制で、組織上のガバナンスをきちっと役割分担を明確にしてくれということからかんがみると、広義、だから、体を使った体制が請願の趣旨でもあるのかなという判断はできるのではないかと。意見です。

早川新平委員長

今、事務局のほうから、議会用語としてのタイセイのところの資料を配付させていただきます。

野呂泰治委員

今、川村委員が発言されましたけど、私もどちらかといえば、初動態勢というのは、一番最初にこういうことが起こったのでぱっと動かなきゃならんというようなときの文字がこの態と、今ここに書いてあるようなと思いますので、やっぱりシステムとして後目のある私有財産の撤去とか、土地の収用などに手間取りと、これはもうシステム的な問題になってくると思いますので、私も体のほうがいいのではないかと思います。意見ですけど。

早川新平委員長

皆さんに、今、お手元に事務局から配付をさせていただきました392ページ、左側の上から二つ目、三つ目のタイセイという形です。

これはもう、皆さん、ご存じのとおりなんですけど、このとおりやと思うけどな。組織としての体制をとるのが……。

毛利彰男委員

「勢」が違うやろう、副委員長さんの言うのは。こういう「制」やろう。

早川新平委員長

そうですね。

制度の「制」や。上ですね。制度の「制」の体制と。両方ともタイモセイも違うんですが。ここの部分で。

芳野正英副委員長

言いわけめいていますけど、指摘したとおり、上の体を制するのほうの体制を使ったほうがいいというのを、前からずっと言ってきました。

早川新平委員長

大きな意味が、違いがあるので、このタイセイ同士では、
どうさせてもらおうかな。

芳野正英副委員長

ですので、本当は請願者に確認せないけないのかもしれませんが、意見書としては市議会から出せるものなので、市議会として、皆さんの認識でも、いわゆる法体制、法律の整備を求めるというのを国会に求めるわけですから、私、川村委員がおっしゃったような体制の文言に変えて意見書提出をしても、請願者にとってみるとそれほどの不利益ではないのかなというふうに思いますので、私としては、川村委員のご意見を尊重して、この体制に変えて提出をして、体のほうにして、この委員会の意思として一致したいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

早川新平委員長

今、芳野副委員長のほうからそういったご意見が出ましたが、ほかの委員の皆様はいかがでしょうか。

今、傍聴に伊勢新聞の方がお入りになりました。ご報告を申し上げます。
皆さん、それでよろしいですか。

毛利彰男委員

決して無責任な発言ではありませんが、体のほうも、こちらのほうも両方ともようわかりますので、一任しますわ。それで、意見が今、多かったので、もうちょっと諮ってもらって、それでええのやったらそれに従います。

早川新平委員長

今、そういったご意見をいただきましたが、体制、体の体制のほうですよね、組織としての、それを使ってオーケーだというご意見がございましたが、皆さん、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

異議なしと認めます。じゃ、そういった形で意見書という形をもう一遍作成してもらって、皆さんのお手元に配付させていただきます。

それでは、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書を次のとおり提出するんですけども、発議者の署名をお願いしなけりゃならないということで、順次、回させていただきます。

今、署名のほうを回させていただいていきますけれども、この発議者をこの委員会からだれにするかということを決めなきゃならないということなんですけれども。

毛利彰男委員

委員長です。

早川新平委員長

委員長という声がございましたが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

異議なしと認めます。じゃ、私のほうが発議者という形で代表させていただきます。

それでは、1時間強たっておりますので、11時半まで休憩にさせていただきます。

再開は11時半という形をお願いいたします。どうもありがとうございました。

11:17 休憩

11:30 再開

早川新平委員長

それでは、委員会を再開させていただきます。

ただいまより、予算常任委員会総務分科会の形になります。

議案第63号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般について審査をさせていただきます。

理事者のほうから。

倭財政経営部長

改めましてお願いいたします。

財政経営部でございますけれども、今、委員長のほうからございましたように、議案第63号平成24年度一般会計補正予算（第1号）、歳入全般でございます。

改めてこの1年、財政経営部として目いっぱい、精いっぱい頑張りたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、歳入につきまして、財政経営課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第63号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

荒木財政経営課長

財政経営課、荒木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元のほうに配付させていただいております予算常任委員会資料ござい

ます。よろしいでしょうか。

めくっていただいて、1ページのほうになります。よろしくお願いいたします。

予算書のほうにつきましては、12ページから15ページまでということで、双方ごらんいただく中でよろしくお願いいたします。

まず、予算資料のほうでございますが、歳入についてということでございまして、13款使用料及び手数料1523万1000円。これにつきましては、少年自然の家の施設使用料ということで、平成24年4月1日より以前、平成23年度までは指定管理者で運営していただいておりますものが、本年度から直営になったことによりまして、この施設使用料につきましても本市の歳入で受けさせていただくということになってございます。

ちょっと飛びまして、第20款諸収入ということでございます。こちらの実費弁償金、少年自然の家ということで190万2000円。これにつきましても、同様に指定管理者から直営になったことによりまして、本市の歳入として受ける部分でございます。

詳細につきましては、予算書のほうで15ページになりますが、第20款諸収入、雑入等の15ページのほうの実費弁償金ということで掲載させていただいております。施設使用料と施設水道使用料につきましては、少年自然の家に食堂が入っております、こちらの業者からいただく実費弁償金の電気代、水道代に係る部分でございます。

その下でございますが、教材等の代金ということで、116万2000円ということでございますが、これにつきましては、講座とか、そういうことで実施いたします焼杉でありますとか、伊勢型紙などの材料費ということでいただいております。

続きまして、ちょっとあちこちして申しわけございませんが、予算資料のほうにお戻りいただきまして、15款県支出金でございます。5432万1000円ということでございまして、これにつきましては、それぞれ県からいただく補助金、あるいは委託金ということで、歳出に係る特定財源の部分でございます。

それと、続きまして、一つ飛びまして、第20款の諸収入のコミュニティ助成事業費事業助成金でございます。これにつきましては、財団法人自治総合センターが宝くじの受託収入を財源として実施するものでございまして、これにつきましてもコミュニティ事業ということで歳出の特定事業に当たっていく特定財源でございます。

戻っていただきまして、そういったことで歳出と歳入の収支の均衡を持つために財政調整基金、第18款で繰入金といたしまして9727万6000円ということで計上させていただいております。

財政調整基金の明細につきましては、平成20年度から過去5年間ということで、それぞれの積立額、取崩額、基金の年度末現在高ということで、下のほうに記載させていただいております。

本年度につきましては、当初予算で638万5000円というふうに運用益を見込んでの積立金を計上しておりますが、今回の取崩額9727万6000円ということで計上させていただいております。結果、財政調整基金の残高見込みといたしましては、79億4363万2000円ということになります。

説明については以上でございます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

委員の皆様、ご質疑があれば挙手にてお願いいたします。

笹岡秀太郎委員

確認だけさせていただきます。

質疑で小川議員がおっしゃった臨時職員の考え方で、小川議員の論法でいくと歳入不足になるのではないかということやったと思うんですが、もう一度、考え方を示していただけません。

荒木財政経営課長

臨時職員の賃金が予算に計上されていないのはなぜかというようなことでございましたけれども、臨時職員の考え方につきましては、教育総務課のほうで代替職員であるとか、あるいは産休職員、この分の年間想定した予算がついてございます。これについては、まずは執行させていただくという考え方で、今回、6月補正のほうについては見送ったということでございます。

以上でございます。

笹岡秀太郎委員

説明はわかったんですが、そうすると、総務分科会だけで、これ、議論していいかどうかという思いがあるので、その辺を含めて、また皆さんと全体会に送っていてもいいん

ではないかなという気がするので、随分、議論が早いけど、結論が。何でも早いほうがええので、そういう思いで意見表明だけしておきます。

早川新平委員長

ただいま、笹岡委員のほうから、総務分科会の所管だけではなしに、他部局にもかかわっていくことであるので、この議案に関しては、全体会に諮ればどうなるというご意見がございました。

それに対して、あるいは冒頭の理事者に対しての質疑、両方どちらでも結構ですので、ご意見をちょうだいしたいと思います。

中川雅晶委員

質疑なんですけど、少年自然の家の使用料の歳入の金額の妥当性を論理的に知りたいということが目的なんですけど、もう少し、この1523万1000円と、それから実費弁償分の190万2000円、例えば前年、指定管理者での支出額と、それから本年度、直営になってプログラムの数であったりとか、この歳入額が妥当で、この歳入額にしましたよとかいうのをもう少し、例えば資料の提出であるとか、ご説明の中でいただけんかなと思いますが、よろしくお願いします。

荒木財政経営課長

算出する根拠でございますが、先ほどもご説明しましたけれども、指定管理者から直営となつてございます。ですので、算出の根拠といたしましては、直営時の施設使用料プラス6カ月前から予約ができるということがございますもので、6カ月間は講座が予約で埋まっており、その施設使用料分を平成20年度が直営でございましたもので、その数字にオンいたしまして、決まっており6カ月分の歳入を。それで、1523万1000円ということで計上させていただいております。

ちなみに指定管理者と直営の大きな違いといいますのは、月曜日が休館日ということになってございますもので、その辺の関係で以前の直営のときは、月曜日は休館日ということになってございましたことから、そのような運営をするということで、以前の平成20年度の実績、直営時の実績をもとに算出いたしました。

以上でございます。

中川雅晶委員

できれば、資料で提出いただければと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

早川新平委員長

今、中川委員のほうから資料請求がございましたが。

荒木財政経営課長

ご用意させていただきます。

早川新平委員長

よろしく願いいたします。

これ、今すぐ出せます。時間かかるかな。

荒木財政経営課長

事前にいただいておるバックデータはございますけれども、資料として整理してございませんもので、若干お時間をいただければというふうに思うんですが、よろしく願いします。

早川新平委員長

若干というのはどれくらいですか。

荒木財政経営課長

午後一番ぐらいにはご用意させていただきたいと思います。

早川新平委員長

じゃ、準備をお願いいたします。

荒木財政経営課長

よろしく願いします。

早川新平委員長

中川委員の資料請求ですが、そういった回答でよろしいですか。午後一番という形になります。

他にご質疑、ございますか。

川村高司委員

財政調整基金からの繰入金で9727万6000円という、財政調整基金というのは、定期というような形とかで、今、存在しているかとは思いますが、どの口座からとかというのは、どういうふうに、要は、今、何口座があるわけですね、財政調整基金。そのどの口座からお金を取り崩すというようなのは、どのようにして決めてみえるのですかね。今回、どういう口座から。

荒木財政経営課長

具体的に委員のおっしゃられたのは、資金運用の話と、一応予算計上の話と若干違う部分がございます、具体的にどの口座から取り崩すかということなんですが、一応、今のところ、資金については定期と国債で運用してございます。ですので、資金繰りがショートしたときには、ほかの基金から繰りかえ運用とかいう資金運用をいたしますけれども、最終的に取り崩すことになれば、例えば年度末であるとか、その定期が切れた段階であるとか、国債の期間が過ぎた後に実際に取り崩して、資金としては入れるということになるかと思えます。

以上でございます。

川村高司委員

要は、繰入金という形で、今回、計上したけれども、具体的にそのときにならないと、その会計でというのはまだ決めていないということですね。

荒木財政経営課長

ちょっと復唱的になるかもわかりませんが、確かに、いわゆる予算ベースとキャッシュベースというところが違いまして、実際、1000億円の予算がありますけれども、キ

キャッシュの動きというのがそれと同時期に比例するわけじゃございませんので、年間通して1000億円というあれにいきますけれども、そこら辺はキャッシュを見ながらという形になってございます。

以上でございます。

早川新平委員長

川村委員、よろしいですか。

川村高司委員

はい。

早川新平委員長

他にございませんか。

笹岡秀太郎委員

県支出金のほうでお伺いしたいんですけど、どういう目的で入ってくるのかというの。地域支え合い体制づくり事業費補助金、これは出のほうは福祉のほうで拾っていただくと思うんですけど、入りについて県のほうの目的、根拠、それを示してくれません。

荒木財政経営課長

地域支え合い体制づくり事業費補助金につきましては、もともと国のほうの1次補正でございます。介護基盤緊急整備等臨時特例交付金ということで、全国的に200億円が措置されました。

これが三重県の配分といたしましては4億円、これが配分されまして、県のほうから、先ほど申し上げました地域支え合い体制づくり事業補助金ということで、我々のほうに、市町村のほうに交付されてきます。

この目的でございますが、1点目が地域支え合い活動の立ち上げ支援ということでございます。これにつきましては、地域における高齢者等の支援を行うNPOの立ち上げ等の支援に使われていくものでございます。

2点目でございます。地域活動の拠点整備等ということで、これにつきましては、例え

ば水沢の包括の在宅介護支援センター、あの辺の初期投資に係る部分の整備費に係るもの
でございます。

3点目でございます。これにつきましては、人材育成という観点から、見守り活動チー
ムの育成等ということで、人材育成のために交付されると。

この三つの目的を持ちまして交付される事業ということになってございます。

以上でございます。

笹岡秀太郎委員

高齢者支援、地域支え合い、人材育成の三つの目標ということでお伺いしましたので、
今回、これ、上程されておるのが総務分科会には係っていないので、そこから先は踏み込
めませんが、その他の事項で入りに関してちょっと議論をさせていただきたいなと思うの
で、後刻、また時間をいただければと、お願いしておきます。

中川雅晶委員

子ども手当児童手当給付事務費というのは、歳出が1150万円で、これ、資料を見させて
いただくと、県支出金が1150万円の財源になっているんですね。これ、歳入にはどこに
入っているんですかね。

荒木財経営課長

荒木です。よろしく申し上げます。

こちらのほうについては、第15款県支出金の安心子ども基金保育基盤整備事業補助金、
1350万円のうちの1150万円ということでございます。

以上でございます。

早川新平委員長

ほかにございませんか。

(なし)

早川新平委員長

そうしたら、ちょっと早いですがけれども、午後一で資料が、先ほど請求がございました。午後一には間に合うということで、これで休憩に入ります。

再開は、1時という形でさせていただきますので、ご苦労さまでした。

11:49 休憩

13:00 再開

早川新平委員長

午前に引き続きまして会議を再開させていただきます。

今、皆さんのお手元に、午前中、中川委員のほうから資料請求のありました少年自然の家の歳入についてと、もう一方は、請願の緊急事態基本法（仮称）の早期制定を求める意見書というものを配付させていただきました。

こっちの意見書のほうは、字の問題やと思っておるんですけど、確認で。もし、それについて議論があることであれば、挙手をお願いして、発言をお願いします。

（なし）

早川新平委員長

なしと認めます。

じゃ、資料請求のあった少年自然の家の歳入について、理事者のほうから説明をお願いいたします。

荒木財政経営課長

荒木と申します。よろしく申し上げます。

資料のほう、えらいおくれまして申しわけございません。

それでは、配付させていただきました資料に基づきましてご説明申し上げます。

少年自然の家の歳入についてでございますが、上に四角で囲ってあるところが、一応、算出となる根拠でございます。繁忙期について、従来、休日と定めていた月曜日、祝日、年末年始、これについては予約が入った場合ということでの限定でございますが、指定

管理者制度の場合については開館としておりました。それで、平成24年3月までに既に6か月先まで予約ができるということから、休日分の予約が13団体受け付けておるということとございまして、その下で数字の算出根拠を示してございます。

まず、使用料についてでございますが、平成20年度の直営時に施設使用料としていただいていた実績が1452万6000円でございます。それと、今回、受け付け済みの13団体分は、これ、平均いたしますと70万5000円と。平均と申し上げましたのは、4月の施設使用料の平均、これが約5万4300円ございまして、これを13団体分見込むということによって74万5000円と。それを平成20年度の実績にオンするというので、施設使用料といたしましては、1523万1000円ということで計上させていただきました。

それと、雑入等でございますが、これにつきましても同様の見込み方ございまして、平成20年度の実績が181万8000円、受け付け済みの13団体分といたしまして8万4000円を見込むということで、190万2000円ということで見込みを立てて計上をさせていただきました。

この受け付け済みの算出根拠、実費弁償分。これ、電気代、水道代、教材等代金、すべて込みまして4月分の平均が約6470円ということから、これについても13団体分を見込んで8万4000円ということで見込んで計上させていただきました。

説明については以上でございます。

早川新平委員長

ご説明は以上のとおりですが、よろしいですかね。

中川雅晶委員

その算出根拠はよくわかりました。平成20年の直営時のときプラス休日分を積み上げて出されたということはよくわかりましたが、これ、例えば指定管理者にお願いしていた平成21年度から23年度の数字というのは、今すぐわかります。

それだけ確認していただきたい。

荒木財政経営課長

申しわけございません。まず、施設使用料のほうでございますが、平成21年度の実績でございます。これにつきましては、1580万5000円と。続きまして平成22年度になります。

1847万4000円でございます。続きまして、実費弁償分でございますが、平成21年度の実績につきましては、294万4000円。平成22年度の実績でございますが、405万9000円となっております。

済みません、平成23年度につきましては、まだ実績等、把握しておりませんので、申しわけございません。

以上でございます。

中川雅晶委員

使用料のほうは、さほど大きな差異はないかと思うんですけど、雑入のほうは、かなり金額的にはパーセントとしては開きがあるんですけど、その辺は歳入の見込みとして妥当性というのはどの辺で判断されたのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

荒木財政経営課長

やはり、講座の開催回数とかというものが、直営になりますと非常に休日等もございまずし、従来の直営時の運営に戻るということから、指定管理者のほうにつきましては、先ほども申し上げましたように、休日であっても場合によっては開館すると、予約がとれば開館するというような運用をしてございますことから、私どもといたしましては、歳入は、安全面を見込んで直営時の運営に戻るということから、直営時のあくまでも実績をもとにいたしまして算出いたしました。

以上でございます。

中川雅晶委員

了解しました。

早川新平委員長

他にご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

なしと認めます。

それでは、議案第63号につきまして、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

なしと認めます。

先ほど、笹岡委員のほうから全体会にというお話がありまして、少年自然の家についてという形で全体会に上げたいというご意見がございましたが、全体会に上げることに關してご質疑はございませんか。

毛利彰男委員

私のほうからも、この少年自然の家の予算の中に、本来なら職員の給料は当然含まれて出してくるべきだと思うんですけれども、それが教育からということであれば、教育委員会のほうからもご意見をいただきたいと思いますので、私も全体会で上げていただいて、教育委員会の意見も聞かせていただきたいなと思うんですけれども。

中川雅晶委員

私は、この事業の所管は教育民生分科会なので、教育民生分科会の中で議論していただいたほうがいいのではないかなと。ここはあくまでも歳入だけの会計上の問題なので、教育民生分科会から上がってくるというところで審議いただいたほうが、そっちの教育民生分科会に判断をゆだねたほうがいいのではないかなと思うんですが。

笹岡秀太郎委員

教育民生分科会のほうでやっていただくと、入りが変わってくるので、そうすると、ここでも扱わないとということになるので、教育民生分科会だけで放っておくわけにいかんですわな。

違うの、理事者、そうでしょう。出が変わると入りも変わるの。

早川新平委員長

理事者のほうはご説明ありますか。

荒木財政経営課長

先ほどのご意見でございますが、当然、出のほう膨らんでくれば、財政調整基金からの繰入金が変わってくるものというふうに認識してございます。

以上でございます。

早川新平委員長

今の財政経営課長のお話ですと、出のほうに関しても、当然、変わってくるということで、そうなると、この分科会のほうでそのところに関しては議論をやらなきゃならないのかなということにもなりますけれども、その他にご意見はございますでしょうか。

毛利彰男委員

全体会へ上げるかどうかということについて、上げたいというご意見の委員さんもみえますので、それは採決をとっていただかなきゃならないと思うんですけれども、今から言うことは老婆心というだけのことなんですけれども、全体会へ上げる理由が三つばかりあって、他所管事項と重なる部分とか、それも一つの理由になっています。そういう理由に該当するというふうに僕は判断していますけれども、ただ、全体会の中で分科会長さんがご説明をいただかなきゃならないステージがあるわけですね。全体会へ上げなきゃならない理由と、それから全体会で何を議論するかという、そのところの整理をきちっとされていることが全体会の進行もスムーズに行くことだし、分科会長さんのお仕事もきちっと果たされることなんで、それも毛利に言われなくてもわかっておることであれば、それでいいんですけれども、そういう整理だけ、正副分科会長さんのほうでしてもらったらここで改めてする必要はないと思うんですけれども。出ていたいろんな意見を総合的に。その辺だけをきちんとやっていただいたらというふうに老婆心ながら思いますので。

以上でございます。

早川新平委員長

ありがたいご意見やというふうに私も思っております。

皆さんのほうからいろんなご意見がありまして、全体会へ送るべき、あるいは送るべき

ではないという議論があります。全体会へ送るか否かということは、採決をしていかなきゃいかんのかなと。どこの観点でやっていくかという、全体会へ上げるのは、今、毛利委員からもご指摘をいただきましたけれども、全体会へ送るか否かというのは、原則として採決で決めることになっております。採決の際には、全体会に送る理由という、今、毛利委員がおっしゃっていただいたように確認をしなければならないという形があります。全体会へ送る理由としては、附帯決議を付すべきもの、修正すべきもの、複数の分科会に係る事項等ありますが、これは複数の分科会に係る事項かなというふうには考えます。ですので、皆さんのほうで全体会へ送るか否かについて採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

じゃ、委員の皆さんからご意見がありました、全体会へ送るか否かについての採決をとらせていただきたいと思います。

これに対して全体会へ送るべきだという方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

早川新平委員長

5名。

わかりました。ありがとうございます。

それでは、採決の結果、全体会へ送るということに決定しました。

先ほど、毛利委員のほうからもご指摘をいただきました。どこに対してという、こういう理由でということを考えていかなきゃならんのかなというふうに私は考えておりますが、もしよければ、笹岡委員のほうから。

笹岡秀太郎委員

私の意見、それから毛利委員の意見が三つ出たと思うんですが、それを正副分科会長で整理していただいたもので結構かと思っておるのですが。今から、これを議論していく

と、またそれに対していろんなことをやる可能性もある。

もし、皆さん、よろしければ、それを整理していただければ。一任します。

早川新平委員長

ありがとうございます。

今、笹岡委員のほうからそういう意見が出ましたが、正副分科会長で決めさせてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

じゃ、そのようにさせていただきます。

次は、その他の除く部分だね。

議案第63号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第1号）第1条歳入歳出予算の補正、歳入の中の少年自然の家関係予算を除いた部分の議案に対して採決をとらせていただきたいと思います。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

早川新平委員長

賛成多数と認めます。

それじゃ、議案第63号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般のうち、少年自然の家関係予算を除いたものに関しては、全員賛成という形で可決をさせていただきます。

〔以上の経過により、議案第63号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般のうち、少年自然の家を除く部分について、採決の結果、全員賛成により採択とすべきものと決する。〕

早川新平委員長

財政経営部長、そういう結果になりましたので、ありがとうございます。

理事者の入れかえを行います。少々、お待ちください。

ありがとうございます。

総務部長、大変ご苦労さんでございます。

理事者のほうから一言、ごあいさつがあればいただきたいです。

ございませんか。

秦総務部長

所管事務調査の件で、今般、教育民生常任委員会に提出をされております三重県地域支え合い体制づくり事業の実施についてご意見をいただくということで出席をさせていただいております。どうか、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

早川新平委員長

ありがとうございます。

今、総務部長のほうからもごあいさつをいただきました。きょう、ご臨席願ったのは、午前中の笹岡委員のその他事項のところで総務部のほうにお話をしたいということで来ていただきましたので。

笹岡秀太郎委員

お忙しいのに済みません。ありがとうございます。

先ほどの歳入のところで審査をさせていただきました県支出金地域支え合い体制づくり事業費補助金10分の10の予算が歳入について議論されました。県から支出の根拠と申しますか、その根拠は地域の支え合い、例えば高齢者の支援事業、あるいは地域のNPOを立ち上げたりするための経費だとか、あるいは人材育成のためのものというふうにお伺いしました。三つの柱は、いずれも総務常任委員会の所管する隣保館事業の目的とすべて合致するんじゃないかというふうに私は思っております。

今回、一般会計補正予算の第1号を見ると、福祉総務課のほうで地域支え合い体制づくり事業費補助金というのが所管として扱われておりますが、そうしますと、この総務のほうの議論の中で、隣保館事業は、これからは福祉のほうで議論をしていってもいいのかな

というふうな思いがあるわけです。

その辺の考え方を総務部長のほうから、これ、間違っていたら、間違っているというふうにおっしゃっていただければ結構ですので、この視点を少しご披瀝いただければ。

秦総務部長

ただいま笹岡議員のほうからご指摘いただいた三重県地域支え合い体制づくり事業自身については、議員が今ご紹介いただいたような内容でございます。ただ、隣保館事業と対比して、若干、今回、福祉部のほうで議論をいただく契機になりましたのは、隣保館が所管する地域以外の部分でも当然そういった取り組みは必要でございますして、市全体における地域支え合い体制づくりの事業の補助ということでございますので、福祉のほうで所管をさせていただいたということでございます。

それに対しまして、隣保館の事業は同趣旨のものではないかというご指摘でございますけれども、これは、議員、おっしゃるとおりだと思います。ただ、隣保館が、これ、かつて福祉部で所管をしておりましたけれども、これが平成17年度に総務部のほうに所管がえをさせていただいております。その契機になりましたのは、地域の特別事業が廃止をされる中でいろんな議論を同和行政推進審議会等でもしていただく中で、この隣保館というものの位置づけについても人権の総合施策の一部として行うべきではないかということで、これ、平成17年4月からでございますけれども、それまでの保健福祉部から総務部に移したという経緯がございますして、今現在も総務部のほうで所管をさせていただいております。

それと、今現在行っております隣保館事業と申しますのは、これは厚生労働省のほうから示されておる内容でございますけれども、隣保館は地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に行う機関だというふうに位置づけられておまして、隣保館では、いわゆる福祉に関する施策のほか、教育の関係、それから就労の関係で商工農水部の関係、それと、今、総務部のほうで所管をしております広く人権の関係という意味で、全庁的な取り組みが行われております。

そういった意味で、平成17年度にも全庁的な取り組みを支援するという意味合いで総務部に移管されたということがございますので、今現在は隣保館の事業自身については、依然として総務部で所管すべきということで考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

笹岡秀太郎委員

お伺いしましたが、平成12年の社会福祉法が成立して、平成20年、隣保館の新しいあり方というのが提示された中で、今、部長が説明したとおりのことも実は語られていますね。そうすると、今の地域支え合い体制づくり事業というのは、これプラス人権の要素が入ったものというふうに理解できるんだけど、そこが理解できやんのさ。

それで、大きくリンクしておるはずなのに、隣保館事業で扱わずに福祉部のほうで扱ったということは、隣保館事業の中の人権施策は総務部のほうで扱ってもいいやないですかと、その他の事業に対しては福祉部のほうで扱うというふうな振り分けを視点としてあったんですかということを確認しておるんですわ。

だから、言いたいことは、隣保館事業を福祉部に持っていっても、これは少しもおかしくないなという意見なんですけど、見解をもう一度お示してください。

秦総務部長

これは、繰り返しになってしまうかもしれませんが、いわゆる隣保館事業というのは、先ほども申し上げたとおり、もちろん、人権の視点というのが一番根底に流れる思想ということで、当然、一番重要な視点だと思いますが、そのほかに具体的な事業としていわゆる福祉事業もございますし、教育関連の事業もある、あるいは、先ほども申し上げたように商工関連の就労の関係の事業もある、全庁的に及ぶ事業であることから総務部に位置づけるということをお願いしたので、その部分で申し上げますと、今もそういう流れにあるのかなというふうに思っておりますし、先ほど言われた地域支え合い体制づくり事業の根底にもそれは、当然人権の施策といえますが、考え方というのは広くないといけませんし、そういうものをベースにさまざまな事業が実施されるということについては異論のないところですけども、先ほど申し上げたようなことで、隣保館が所管する以外の四日市市全体に及ぶ事業であることから、福祉部のほうで所管をさせていただいたというところがございます。

ちょっと、繰り返しになって申しわけございません。

笹岡秀太郎委員

言っていることは全く一緒なんですわ。隣保館事業は、今言った所管する地域以外に広

く新しい視点として広げたんじゃないですか。そうすると、今、部長の言われる広く広げた事業としてという取り扱い、私はその意見を言っておるんですけど、いかがでしょうか。

隣保館事業を広く広げたんですよ。

永田総務部人権行政監

隣保館事業についてなんですけれども、確かに広げた部分がございます、法が切れたときにもともとかなり対象地域を中心に個別給付的なこともやっていたと。それが、法が切れたところで、隣保館の事業として、やはりその地域の生活の課題を中心なものに対して、相談事業で、例えば福祉のことがあったり、就労のことであったり、ほかにも健康のことであったりについて相談の事業をするという意味で福祉的視点を継続して持っております。

それに加えて、その後、四日市市のほうでさまざまな審議会等での議論の中で、やっぱり人権を広く啓発することが、ひいては差別の解消につながるという中で人権の啓発という視点も大きいだらうということで、二つの大きな柱になってきたというような形で現在の形になったというふうに思っております。

笹岡秀太郎委員

その他の事項でこれ以上議論をしておってもしょうがないんですけど、ただ、今、さっきの請願の中でも、緊急事態基本法の中でも議論をしたように、人権の視点というのは、やっぱり広くあまねく基本的に大事なところできちっと押さえてあって、今回、もしその視点でいけば、今、県が上げた三つの主要柱を扱うのであれば、隣保館で扱ってもおかしくないし、扱わんのやったら、隣保館事業は福祉でいってもいいんじゃないかという議論が出てきてもちっともおかしくないんで、きちんとこのあたりはもう一度整理をしていただいて、ここでも議論を深めてもいかなので、こういう問題提起があったということだけ、この委員会の場で提言させていただくということで終わっておきますので。

以上でございます。

早川新平委員長

今、ご意見の中でも、やっぱり人権の視点ということ念頭に置いていただいて、その中では隣保館のあり方というのは、これから問題になっていくのかなというふうに考えま

すので、そのところはよく念頭に入れていただいて、今後のことも進めていただきたいというように思っております。

以上でよろしいですか。

どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

それでは、審査順序に従って、休会中の所管事務調査について、もう一遍確認をさせていただきます。

休会中の所管事務調査について、項目としては入札制度についてさせていただきたいと思えます。

日程をもう一度、改めての確認です。

第1回は7月12日、10時から、第2回が8月3日、金曜日、10時からというふうな日程を組ませていただいております。よろしく願いいたします。

毛利委員はわかっていますけど。ここで確認せなあかんのかな。ちょっとご都合が悪いということは、私には連絡はいただいていたんですけども。いいと思いますが。前回、予定表がなかったもので、申しわけないということで連絡はいただいておりますので、ご了承のほう、よろしく願いいたします。

第3番目の議会報告会について、話に入ります。

来る7月4日、三重北勢健康増進センター1階研修室において、総務常任委員会の議会報告会を執り行わせていただきます。お手元に進行表という形で配付をさせていただいておりますが、17時30分に現地に集合していただいて、会場の準備と最終打ち合わせという形にさせていただきます。それから、18時30分開会。以下、委員長あいさつ、議会報告会、それからシティ・ミーティング、閉会という流れになっていきますが、当初の議会報告会の時間なんですけど、今回、議案というものが多くないので、皆様のご意向がよろしければ、時間配分というところで、当初ですと議運のほうやったかな、代表者会議やったかな、半々ぐらいでというお話もちょっと伺っておるのですが、皆さん、委員の方々からのご意見をちょうだいしたいです。

笹岡秀太郎委員

そのときの議案のボリュームに合わせて調整してもらったら一番スムーズかなと思えます。

早川新平委員長

流動的でということによろしいですか。

笹岡秀太郎委員

はい、結構です。

早川新平委員長

とりあえず、テーマとしては、シティ・ミーティングでは防災対策でやるということは、もう確認済みですので、よろしく願いいたします。

最後の閉会のあいさつは芳野副委員長がさせていただくという分担になっています。20時45分に会場後片づけ。会場が21時までという関係で、これ以上は長引けませんので、ご了承ください。よろしく願いいたします。

それから、あと、どういう報告でやっていくかということも委員会の中では担当の打ち合わせもしなきゃならんのかなと思っていますけれども、何かご意見はございますか。おれはこういうところをやりたいんだとか。

〔「委員長一任」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

そういう声が、委員長一任という声をいただきましたけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

じゃ、正副委員長のほうで、また調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

それじゃ、議会報告会はそちらで、最後は何かあったよな。

芳野正英副委員長

委員会開催は……。

早川新平委員長

決めておく。

芳野正英副委員長

その場所。

早川新平委員長

また、後ほど決めて、今、芳野副委員長のほうからのお話もありましたけれども、当日で十分やと私は思っておるんです。17時30分に現地集合という形になっていますので、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

それでは、皆さんにまた追って振りますのでよろしく願いいたします。

特に議長経験者はよろしく願いいたします。

それでよろしいでしょう、委員の皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ありがとうございます。

次、4番目の行政視察の件について確認をさせていただきます。

日程としては、7月25日、水曜日から27日の金曜日。視察先としては、熊本市、武雄市という形で、お手元のほうには配付させてもらってあると思います。

特に、武雄市のフェイスブック、ツイッターを活用した行政サービスについてという形で、マスコミなんかでも紹介をされておるということで、こちらへ行かせていただきたいという。

それで、先日、2日目の熊本市から武雄市へ行く時間を少し延ばしたらどうだということ

とで、事務局のほう以案をこういうふうに1時間程度延ばしていただきました。これで、いきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

当日の近鉄四日市駅の集合は。書いていないな。

議会事務局 原主事

済みません、また7月12日等、お集まりいただく機会もございますので、そのときに詳細な行程はお渡しさせていただきますので、参加者の確認だけ申し上げます。

早川新平委員長

そうやね。それでは、今、事務局のほうから参加者の確認だけということをお願いしました。行政視察に対して欠席の方。急遽いろんなことで、それは別として、今現在でちょっと参加できないという方がおみえになったら教えていただきたいのですが。

(なし)

早川新平委員長

ありませんね。

じゃ、全員参加ということで進めさせていただきます。

それじゃ、午前中から本当にありがとうございました。

これにて総務常任委員会並びに予算常任委員会総務分科会を閉じさせていただきます。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

13 : 38 閉議